

## 特定在留カード等の取り扱いについて

平素より、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年6月14日より、在留カードまたは特別永住者証明書（以下、「在留カード等」）とマイナンバーカードが一体化された**特定在留カード**および**特定特別永住者証明書**（以下、「特定在留カード等」）の交付が開始されます。

これに伴い、CCUSにおける外国籍技能者の申請手続きにつきまして、下記のとおり取り扱いますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 記

#### ◆本人確認書類について

従来の在留カード等に加え、特定在留カード等も有効な本人確認書類としてご利用頂けます。

#### ◆在留期間（自）の入力について（特別永住者および永住者は除く）

2026年6月14日以降に発行される在留カードおよび特定在留カードには許可年月日の記載がありません。そのため、CCUSにおける入力必須項目である在留期間（自）には以下のいずれかの日付を入力してください。

- 出入国在留管理庁が提供する在留カード等読取アプリにより確認した許可年月日
- パスポートの上陸許可証印（シール）に記載された許可年月日
- 在留カードまたは特定在留カードの受領日

#### ◆CCUS画面上の表記について

CCUSの画面において在留カードまたは特別永住者証明書と表示されている箇所につきましては、それぞれ特定在留カード、特定特別永住者証明書を含むものとして取り扱います。

以上